

大学と知財

国立大学法人 山口大学教授
産学公連携・イノベーション推進機構
知的財産部門長

佐田 洋一郎



大学知財にかかわるきっかけ

退職後のことがちらつき始めたある年の暮れ、大学への赴任の打診が舞い込んだ。いよいよか。長年の役人生活から、打診は命令であることぐらいは理解していた。庁内で大学のことが話題になることは殆どなく、まして大学が職場になるということなど全く想定外であった。大学という巨大な組織の一部が解ってきた程度でありながら、おこがましくも大学について語ろうとすることは、僭越の極みである。ただ最近大学について聞かれることが多いので、この機会に少しご紹介させて頂く。

大学での知財の取組

ご存知のように、2002年に政府は「知財を活用して活力ある経済社会を目指す」を標榜し、知的財産基本法を制定した。その中で、大学における付加価値の高い知的財産の創造が「我が国経済の持続的な発展をもたらす」との期待を込め、それらを産業界へ円滑に移転することを促した。これは、ひいては国民生活の向上に資することとなるため、大学の知的財産の取扱いに関する体制整備が強く求められるようになったのである。それを受けた形で、2003年に文科省は大学知財の有効活用を図るために、全国43大学等で知的財産整備事業を開始した。

知財整備事業の開始

大学が知的財産を事業活動に活かそうと取組み始めたのは、国立では主に法人化以降である。知的財産権の帰属が個人から法人（機関）に移り、「私の発明は組織から取られるのか!」と、よく食ってかかられた。「これからは先生の発明を大学組織で支援します」と学内で説得を繰り返す日々。併せて教員への支援事業を展開し始めると、教員達が徐々に知財へ近づいてくれた。語れば切りがないが、その主な事業をご紹介させて頂く。

(知的財産教本の作成)

知財本部を開店した当初、教員達にとって物珍しかったのか、

質問がいろいろと来た。それら全てに丁寧に対応するに越したことはないが、他の仕事ができなくなるので、こればかりに時間をかけるわけにもいかない。地方大学特有の点在したキャンパスで約2000人の教職員に対し、知財スタッフはわずか8名（内事務員4名）。質問内容も似たり寄ったりということもあり、メモ程度の解説文書を作成して各研究室に配布しようと考えた。そうこうしているうちに、せっかく配るのであれば本にしてみたいと夢が膨らんだ。知人の弁理士、弁護士や、かつての同僚に協力を仰ぎ、全くの素人にも読みやすいように、テーマごとに見開き1頁で完結する本にまとめ、学内の全研究室に配った。その後の質問には頁を示すだけで、大幅な時間の短縮を図ることができた。これまでに2回の改訂を行い、テーマ数も141に増え、今では他大学でも知財教育用に使っている。



(インストラクター制度の構築)

着任した頃の頃、教員から持ち込まれてくる創作届の先行文献記載欄には、「なし」と書いているのが目立った。本当か？審査官時代の勢いで、追調査を行うと、案の定いろいろと出てくる。しかし自分でやる時間はとてもない。いっそのこと、学生を検索者になってもらおう。審査官時代に企業の研究者をサーチャーに変身させたあのやり方で。学生達を集め、週一回夕方6時から9時まで1ヶ月かけての講習を行い最後に試験で認定する、というスキームを作った。学生の間で、先生と対等に話ができる、就職試験に有利、等の口コミが広がり、今では入試の倍率より高くなった。学生達は、このインストラクター業務を通じて知財の実践教育を受けることができ、また、彼らを採用したいという企業も出始めた。

このインストラクター制度は学外からも高い関心が寄せられ、今までに92の大学やTLOからの視察を受けた。

(山口大学版電子図書館の構築)

特許庁電子図書館の無料開放は、日常高性能の検索システムを操作できる審査官にとっては、それほど関心を引く話題ではなかった。ところが、外部でいざ使ってみて驚いた。とても実戦で使えるものではない（今ではかなり改善されているが）。そこで特許庁のデータベース4000万件を全て購入（約5000万円、文科省の年度末の落ち穂予算を活用）し、IT達人の教員や大学発ベンチャー企業の数人が、5年の歳月をかけて検索システムを完成させた。

これはもちろん大学初、特許庁や文科省、JST、INPITT等から、本当!?という目で視察を受けた。YUPASS(商標登録済み)と命名したこのシステムに、学内の教職員、学生は、無料で

24時間自由にアクセスすることができる。

法人化後に新たに加わった社会貢献の理念の下、産学公連携推進に伴う共同研究が増えたこともあり、それまで学術文献の把握だけで充分だった大学研究者は、特許文献調査を軽視できなくなってきた。YUPASSはさながら、インストラクターという運転手、研究者という乗客を乗せた高級乗用車だ！と教員の感想が聞かれた。

（文具メーカーと研究ノートを共同開発）

着任して暫く経ったある日、突然怒りの電話が飛び込んできた。「共同研究なのに大学が勝手に単独出願するとはどういうつもりか！」「共同研究費をストップするぞ」、共同研究先の企業からである。このような抗議は大抵教員ではなく知財担当部署が標的となる。当の教員に確かめると、出願した発明は共同研究開始前から温めていたものなので問題はない、の一点張り。「だったら先生、証拠を示さないと相手は納得しないですよ」教員がゼミで説明した記録を学生のノートから見つけ出すまで2ヶ月を要し、ようやく企業も納得、その間の研究はストップ、大打撃である。

特許庁在職中発明者の認定を巡っての無効審判で、記録の有無にいやというほど苦しめられたことが脳裏によみがえった。折しも某有名大学で発明者確認訴訟が起こった。大学の研究現場では企業のようなマネジメントはほとんどなく、自主管理が求められる。その管理の手段として、研究ノートは期待されている。研究者の要望を組み入れ、コクヨと協議しリサーチラボノート（商標・意匠登録済み）が完成した。それを全教員に配布、さらに全国760の大学生協でも購入できるようにしてもらった。

今では、共同研究契約がまとまった教員には研究ノートを渡すようにし、発明寄与率の認定や、情報コンタミネーションの防止、更には研究室内のアカハラ防止等々、目下多機能を発揮中である。



■ 大学での日常業務

本学の知財部門での主な業務は、①特許等の相談や出願業務、②知財に絡む契約法業務、③知財教育である。

①の出願業務であるが、全ての案件が出願できれば何の苦労もない。大学にとって不良債権を抱え込まないためにも、先行技術を見ながら厳選せざるを得ない。出願を止めることは、審査で拒絶するエネルギーの比ではない。技術が多岐に渡り、内容は高度、しかも相手が教授であることから、半端な理論では納得してもらえない。出願する、しないで教員とゴタゴタした大学は少なくなく、知財担当者のストレスの元である。

②の契約では、法人化以前は国が作成した雛形どおりで良かったものが、法人化以降、全て大学自ら交渉することとなった。企業は法人同士だからと強気で、一件まとめるごとに自身共にグッタリの体力消耗作業である。

③の知財教育の時間帯が一番ホットする。対象学生は大きく分けて法文系と理工系になる。法文系では特許庁での審査官研修と同じ手法で、ほとんど問題はない。

一方、理工系に対しては少し工夫がいる。専門外の授業は爆睡攻撃？されることが多く、大抵の教員は自信を失う。当方も正にそれに遭遇。どうしたらいいか？いろいろと悩んでいた時、テレビ番組で、ある有名な先生の「もの」を使った理科教育が目に見え込んだ。これはいける！早速デパートや量販店を巡り、写真のような発明品を集めた。まず、用意した教材を学生達に見せて興味を引き、終盤で条文に移る。かつての爆睡学生も寝ることは無くなった。



卒業を控えた学生から「先生、面白い物を見つけたのでよかったです教材に」と差し入れがあった。給料も安い（特許庁に比べ）教員生活の不満やグチが一遍に吹き飛んだ。

今年の学習指導要領に知的財産教育が入れられ、高専や高校に対しても出前講義で整備事業の還元を開始した。

■ 余談

今や大学の研究現場では、産と学の持つポテンシャルの相乗効果による研究の活性化やイノベーションの創出を狙っての共同研究が増加している。その際、共同研究成果発表論文の共著者と共同発明者の認定の混同や、利用発明と共同発明の取り違い等、知らなかったり勘違いによるミスが起きている。そのため、素人向けの注意点をまとめたものを文科省のHP（下記）に掲載して頂いたので、興味のある方はご高覧頂けると幸いです。大学で知財実務を担当する場合、どんな知識が必要か、とよく聞かれる。契約も含めた知財の専門知識もさることながら、一にも二にも「コミュニケーション力」であると答えている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/08100123.htm

Profile

昭和47年 特許庁入庁
平成8年 応用光学審査長
平成10年 審判第4部門審判長
平成13年 審判第6部門部門長
平成16年から現在まで山口大学教授（兼知的財産本部長、平成18年から兼山口TLO取締役）